

大阪市立清水丘小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、心豊かにたくましく生きる子」育成のために「清水丘小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり（教職員・児童生徒の意識改革）
- ② いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- ③ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
 - ① 学習規律の定着や「学び方を学ぶ」取組を通して、自主的な学習習慣の定着に努める。
 - ② 互いの意見や考え方を発表し合い、深め合っていける雰囲気を作り、満足感や成就感の味わえる授業づくりに努める。
 - ③ 研究授業を行い、全体研究会をはじめ日常的な場で成果を交流し、授業力を高めるように努める。
- (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ① たてわり班での集会活動や委員会活動、クラブ活動等を通して、互いに支え合い自主的に行動できる集団づくりを進める。
 - ② 児童会主催の集会活動を、地域、保護者に公開し、児童の成長の評価を得る。
 - ③ 自らの役割を考え、自らのよさを積極的に生かし、自らの目標や希望を達成しようとする態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 日々のあらゆる教育活動の中で、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できるよう指導に努める。
- ② 児童と教職員が、いじめについての認識を共有し、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
- ③ 情報モラルに関する指導の充実を図る。
- ④ 自分の意見や考え、気持ちをしっかりと表現するとともに、相手の考え方や思いを認めようとする態度を育てる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童との信頼関係を構築し、日ごろからの見守りに努めささいな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、情報を共有化するために、生活指導連絡会や日々の学年間の連携などを強化する。
- ② 定期的なアンケートや面談を通して、実態把握に努める。同時に、児童がいつでも何でも相談できる環境や雰囲気づくりに努める。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、いじめ相談窓口の周知など、外部機関との連携を常にとれるようにしておく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの早期解決のために、組織として対応する意識を高め、すぐに報告し、情報を共有し、複数の教職員で対応していくよう確認する。
- ② 被害児童の安全の確保と、加害児童への再発防止に努める。そのためにも、保護者との連絡を丁寧に行い、教育委員会や地域、警察などとの連携をとりながら対応する。対応については、被害児童・保護者に寄り添い、被害児童・保護者の要望・意見を踏まえながら行っていくことを基本とする。
- ③ ネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用するなどして、適切に対応できるようにする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名：生活指導連絡会
- ② 構成メンバー：校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年代表者・養護教諭
※ 必要に応じて、担任や関連の教職員等も参加。

(3) 活動内容

- ・ 毎月連絡会を開催し、各学年の児童の様子で気になることや学校全体を通して気になることを交流しあい、情報の共有と共通理解を図る。
- ・ 年度初めと年度末に全体研修会を実施する。共通理解の必要な児童や保護者の情報の共有と引継を行い、全教職員で対応していくことを確認し合う。
- ・ 緊急な事案が発生した場合は、すぐに連絡会を招集し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。必要に応じて全体会を行い、全教職員の共通理解を図る。

【年間計画】

○ 調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・10月・1月）
- ・ 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月・10月）
- ・ 学級担任や学年担任による、学級や学年の児童対象のいじめアンケートや聞き取り調査 隨時（必要に応じて）

○ 研修会

- ・ 人権教育実践研修会（7月・3月）
- ・ 生活指導研修会（5月・3月）
- ・ 特別支援教育研修会（4月・3月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校だよりやホームページ等により、情報発信や保護者・地域への啓発に努めるとともに、学校と保護者との連携を深めていくようにする。
- ② 学校協議会との協力体制を深め、地域の諸団体や関係機関との連携をとりながら、対応していく体制を築く。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に即していじめ問題に取り組み、P D C Aサイクルに則って取組を進めているか確認する。
- ② いじめ問題の有無に関わらず、いじめの早期発見、未然防止やすばやい対応についての取組を実施しているかを確認する。

7. 重大事案への対処

(ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等

があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校として、早期解決や再発防止のために、隠蔽しない・誠意をこめて対応する。窓口を一本化し情報の混乱と個人情報の漏えいを防止するように共通理解し対応する。
- ② 生活指導連絡会を活用し、事実関係の明確するための調査を開始する。
- ③ 被害児童及びその保護者に対しては、適切な情報提供を行う。
- ④ 教育委員会との連携を取り合いながら、調査結果等についてきちんと報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

